

仕 様 書

1. 件名 ビッグデータ分析等研修用務に係る業務委託
2. 履行期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 19 日まで
3. 履行場所 市長の指示する場所

4. 目的

近年、人工知能（A I）やあらゆるものがインターネットにつながる（IoT）などの第 4 次産業革命による技術革新が進み、こうした就業構造の転換に対応した人材育成が求められている。また、ビッグデータなどを解析できる最先端 I T 人材は、日本も含め世界規模で不足しており、経済産業省の推計では 2020 年には約 48,000 人になると試算されており、大きな課題となっている。

そこで、本市では、こうした時代に対応するため、大学生や社会人を対象に、ビッグデータの解析等ができる人材を育成することで、企業内人材等を生み出し、データ分析を基軸とした経営課題の解決や新サービスの創出を図り、地元でデータ分析する雇用の受け皿を作ることで、就職等による市外転出を抑制する。

また、首都圏と異なり地方においては、データサイエンスに関する情報が不足しており、データサイエンスの現状やビジネス現場での活用事例が知られていないのが現状である。

そこで、こういった課題を解決するために、データサイエンスの現状などをセミナー等で伝えるとともに、データサイエンス業界で活躍している社会人との交流会を設け、日頃の疑問解消、今後の情報収集や人脈形成につなげる。

5. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとし、松山市より特段の指示があればその指示に従うものとする。なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況から、国の「基本的対処方針」に基づき、業務内容を遂行するための対策を講じること。（例：WEB 会議等のオンラインを活用した実施など）

（1）データサイエンティスト育成講座（以下、講座という。）

国の動向や人工知能（AI）などの第 4 次産業革命の技術革新が進む現状を踏まえ、時代のニーズに応えるテーマの講座を実施する。講座は、学生や社会人が参加をして、課題解決につながるプロトタイプを作成を行う実践的な講座（部分的に座学の実施は可）で、ビッグデータの自社や顧客へのビジネスへの適用の可能性等を検討し、データ分析を基軸とした経営課題の解決や新サービスの創出を図る。

- ①対象は地元大学の学生（理系学生はもとより、経営学などを専攻してきた文系の学生の参加も可とする。）や社会人（企業に所属している方は原則として会社の上の了承を得た方）のうち、統計学の基礎知識やプログラミング体験を有しているものとする。
- ②開催時期は契約締結日から令和3年2月下旬までの間とし、市と協議の上、決定すること。
- ③課題解決に繋がるプロトタイプの作成に必要なデータは、市内企業データなどを活用するものとする。
- ④開催時間は30時間程度とし、その中でチームによる演習を実施する。演習課題は実際に企業が抱える課題や、社会的な課題をテーマにして、課題解決力や問題発見力のスキル向上に資するようなものにする。なお、ビッグデータを活用する実際の企業と連携して、ビジネスにおける活用方法を意識した演習が望ましい。詳細は市と協議の上、決定すること。
- ⑤参加者の定員は20名程度とし、参加料は無料とすること。
- ⑥講師はデータサイエンスに関する専門家とし、市と協議の上、決定すること。
- ⑦理論的な手法だけでなく、様々な応用事例についても紹介すること。
- ⑧学生及び企業への募集用のチラシを作成・配付し、参加者を広く募集すること。作成するチラシはA4サイズとし、枚数は1,000部作成し、5.（2）の告知も併せて行うこと。また、市のHP掲載用の電子データを作成すること。
- ⑨参加希望者への事前説明会を行うとともに、その際に、必要な資料も作成すること。
- ⑩受講生からの質問や疑問に答えることに加え、メール等の利用により個別相談にも対応すること。
- ⑪応募者が講座の対象者に該当するかどうか、ヒアリング等により選考を行うこと。なお、選考についてはあらかじめ基準を設け、市と協議の上で、参加者を決定し、その結果を応募者に通知すること。
- ⑫多くの参加者を集めるための事業PRを行うこと。なお、PRは、SNS等を使うなど、効果的な手法で行い、市と協議の上、決定すること。
- ⑬応募者の受付、問い合わせへの対応、参加者への案内を行うこと。また、当日の受付・司会・進行を行うこと。
- ⑭研修テキストを用意すること。
- ⑮研修に必要なPCは参加者が準備し、会場は大学内で開催する場合は用意するが、それ以外の会場を利用する場合は受託者が用意すること。また、サーバー等が必要な場合は、受託者によって用意すること。
- ⑯演習講座の成果として、中間報告会及び最終報告会を実施すること。なお、最終報告会は次項で定める交流会で行うこと。
- ⑰終了後、業務の効果や課題を検証するため、受講生にアンケートを実施、集計・分析

結果を報告すること。また、アンケートの内容は、事前に市と協議すること。

(2) データサイエンティストを含む社会人との交流会（以下、交流会という。）

データサイエンスの現状（身に付けるべきスキルや魅力等）やビジネス現場でどのように活用されているかなどが分かるよう、データサイエンス業界の全体像を一通り想起できるセミナー等を行う。

また、データサイエンス業界で働いている方と交流する場を設け、日頃の疑問解消、今後の情報収集や人脈形成につなげる。

- ①対象は地元大学の学生やデータサイエンスに関わる社会人や起業家とする。
- ②開催時期は契約締結日から令和3年2月下旬までの間とし、市と協議の上、決定すること。
- ③開催時間は3時間程度とし、開催場所は市内とすること。
- ④参加者の定員は30名程度とし、参加料は原則無料とすること。ただし、飲食物等を提供する場合の実費相当額を徴収することは差し支えないこととする。
- ⑤開催にあたり、補助金等を利用する場合はその部分については本事業費から支出しないこと。
- ⑥あらかじめ、質問や疑問を聞き取ることで、当日の企画に活かすなど、参加者が満足のいくものとする。
- ⑦定員を超える応募があった場合は、先着順もしくは抽選にて参加者を決定するものとし、抽選の場合は市と相談の上、受託者が行うこと。また、受託者は当選者への参加案内及び落選者への通知を行うこと。
- ⑧ビジネスで活躍しているデータサイエンティスト等を紹介し、データサイエンスの現状を伝えるとともに、地元企業（データサイエンス関係に取り組む企業）への就業機会につながる企画とすること。
- ⑨セミナー等の登壇者はデータサイエンスに関する専門家とし、市と協議の上、決定すること。
- ⑩多くの参加者を集めるための事業PRを行うこと。なお、PRは、SNS等を使うなど、効果的な手法で行い、市と協議の上、決定すること。
- ⑪会場は受託者が用意すること。
- ⑫交流会終了後には、希望者を対象に相談会を実施するなど、参加者の日頃の疑問解消に努めること。
- ⑬応募者の受付、問い合わせへの対応、参加者への案内を行うこと。また、当日の受付・司会・進行を行うこと。
- ⑭終了後、業務の効果や課題を検証するため、参加者にアンケートを実施、集計・分析結果を報告すること。また、アンケートの内容は、事前に市と協議すること。

6. 業務の実施方法

(1) 業務の実施体制

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。

業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに本市に報告するものとする。

- イ 業務内容
- ロ 業務詳細工程表
- ハ 業務実施体制及び組織図
- ニ 業務に従事する総括責任者、業務責任者及び各業務担当者及びその者の主要業務経歴

(2) 業務に関する打ち合わせ

契約締結後、ただちに本委託業務に必要な情報等について、打ち合わせを開始する。

業務に関する打ち合わせは、適宜実施するものとし、議事録については受託者が取りまとめを行い、速やかに提出すること。

本業務は産学官が連携して実施するものであり、関係者も多数に渡ることが想定されるため、市はもちろんのこと、大学関係者とも綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度、必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

7. 成果物

下記、いずれもデータ及び紙媒体で本市に提出すること。また、業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(1) 実績報告書

※本業務を実施した総括（成果、課題等）を明記すること。

※事業を実施してみたの課題を解決するための施策提案をすること。

(2) 講座及び交流会の参加者名簿（Excel 形式）

※参加学生は氏名、住所、年齢などを、社会人は企業名及び住所、連絡先などを記載すること

(3) 講座及び交流会の写真（JPEG 形式）

(4) 講座及び交流会で実施したアンケート、集計、分析

(5) 募集チラシ（PDF 形式）

(6) 講座の講義資料

(7) 6（2）に示した打ち合わせに関する議事録

8. 契約に関する条件等

(1) 一括委任又は一括下請けの禁止等

受託事業者は、本業務の全部又はその主たる部分若しくは一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ、松山市の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(2) 成果物の利用及び著作権

受託事業者は、松山市が提供または使用を指示した素材を除き、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に対して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

(3) 機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

9. その他特記事項

(1) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、本事業上で取引を行う事業者等の協力者に対しても、情報セキュリティについての徹底を促すこと。

(2) 業務責任者

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する従業員及び責任者を選任し、その氏名等を松山市に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとし、業務の円滑な実施に務めること

(3) 財産権及び特許権等の知的財産権の取扱

本業務により受託事業者に生じた成果品に含まれる特許権等の知的財産権は、原則として松山市に帰属する。

(4) 関連法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等のその他関連法令を遵守すること。

(5) 事業実施にあつての注意事項

本事業の実施にあたり、適宜、受託事業の旨を明示して行うこと。

(6) 経理区分及び保管

委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(7) 本仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、市と協議の上、決定するものとする。